

保育課程と保育案

目白幼稚園 和田 實

幼児保育の上に、保育案の必要なことは、云ふ迄もないことではありますが、之に就いて、近來、保育課程の研究云ふ言葉や文字を折々耳にもし、眼にもする様になりました。之は、私が豫てから、幼児教育上忌はしい言葉の一つとして居るもので、相成る可くば、法令の上からも、此言葉を除いて欲しいと思つて居るものであります。

保育課程云へば教科課程と竝んで、保育上に於ける學科課程云ふ様な氣持のする言葉で、幼稚園でも、小學校に於けるが如く、保育項目に對して、嚴格なる課業的豫定案を作る可きかの如き感を起すのであります。

併し、保育は小學校に於ける教授の様なものではありません。小學校の教科課程は嚴格な權威のものに、知識及技能を兒童に傳授するものでありますが、幼稚園の保育事項は唯、單に、幼兒を遊ばすに過ぎないもので、之を小學校に於ける課業的學習と同一視することは、不當であります。

由來、幼兒の生活云ふものは自然生活の範圍を出ないもので、其衣食住の生活云ひ、其遊戲生活云ひ、共に人間の自然に營むところの生活であつて、決して、學校に於ける改まつた課業的學習作業と同一視す可きものではありません。幼兒が此自然生活の間に、色々な知識技能を習得するのは、所謂、自然學習で、何時の間にやら學習し習得するもので、學校に於ける學習の様に一定の時に、一定の教師によりて人爲的に學習せしめらるゝものと、同一に、視ることの出來ぬものであります。若し、之を同一視しても、差支へないものならば、何も、「保育」を「教育」とを區別して呼ぶ必要は

ないので、幼児教育も、學校教育も、同様な形態の上に、同様な取扱をするに因つて、行はる可きであります。然う行かぬところに、各の特殊性があるので、此特殊性を無視することは、畢竟幼児教育を破壊することになると思ふのであります。

今、改めて遊戯と教科課程との異なる點を列擧して見ます。

一、教科課程は權威ある文化財なり

遊戯は必ずしも然らず

二、教科課程は記憶を要求す

遊戯は必ずしも然らず

三、教科課程は學校の持つものにして遊戯にあらず

幼稚園には遊戯あつて教授科目なし

四、教授作業は教師の權威の下に行はる

遊戯は必ずしも然らず

即ち、幼稚園に行はるゝ作業は主として遊戯として行はるゝもので、決して、嚴格な仕事として行はるゝものではありません。然るに、之を課程と呼び、幼児に課し命ぜらる可き材料と思はせるのは、徒に、父兄の保育思想を誤らせ、素人をして幼稚園の教育と學校教育との差別を誤らせるに過ぎないことになります。

幼稚園教育の材料である所の遊戯を研究し、玩具や運動具を工夫することの必要なことは、栄養食を研究し、料理を工夫することと同様に、生活上、教育上必要なことに相違ないのですが、然りて、之が學科其ものを研究すること同一視する譯には行かぬことだと思ひます。また、四季折々の時候に適した着物を着せ、住宅を清潔にし、食事の獻立を工夫すること、子供に、季節的に妥當な遊びをさせ、子供の悦ぶ作業を與へたり、玩具運動具を適當に、設備すること同じであります。之が學校に於ける教科目を選択し、其課程を順序だてること同一な事でせうか。衣服と云ひ、食事と云ひ皆其時々の幼児の主觀的要求を充たす可きもので、夫れ以外に衣食住其ものゝ側から幼児に對して要求して居るものは何も

ありません。遊戯も、之と等しく、子供の其時々々の主觀的要求に應じ之を満足せしめて、其活動を啓發するに都合よきものを工夫供給すべきではありませんが、遊戯其ものにしては、何等子供に對して要求して居るものではありません。然るに、學校に於ける教科課程は、夫れ自身、文化財産として社會的價值を持ち、之を其まゝ子供に對しても、一種の權威として臨んで居るもので、子供は之に對し、敬虔的に之を尊重するの義務を有するものであります。學校に於ける教科課程は此社會的價值を多分に持てる組織的系統的體形を供へた文化財産を如何なる程度に、子供に傳授して行かうか云ふ所の豫定案であります。故に、此學校の教授豫定案たる教科課程に對しては、子供は一方、文化財其ものに對し、又一方教師の行ふ教授其ものに對し、二重の權威を感ずるが當然の成り行きであります。然るに、遊戯や衣食住の自然的生活は斯様な二重な權威で子供を壓迫する様なことは全々無いのであります。幼稚園の幼児が、幼稚園の保姆に對する態度は、之を家庭に於ける母姉の夫れの如く、唯、生活の共同者、先輩乃至指導者としての親しみと愛着と信頼と恭順を感ずるだけであります。此家庭や幼稚園に於ける獻立式の豫定案即ち吾々の呼んで保育案と云つて居るものが、彼の小學校に於ける教科課程案と同一視して、保育課程と稱ぶ可きものでせうか、是は課程なる言葉の濫用と云ふ可きものではないでせうか。吾人は幼児教育界から其「保育課程」なる言葉を除きたいと思ふものであります。

獻立式プログラムと課業としてのカリキュラムとを混同して、之を同じく課程と稱ぶことは、何う考へても適當なものとは云へません。或人は子供の發達に對して、一定の見透しを着け此見透しに對して適材を配當することが出來れば之を課程と云ふも差支へなからうと云はれますが、是は即ち、獻立式プログラムとレッスンに對するにカリキュラムとを混同するところで、私共は之を混同したくないと思ふに對し、或人は混同してもよいと云ふことになるのであります。自然的生活に對する獻立と人爲的教授に對する系統的組織案とを混同して、果して、教育の理法と云ふものが、適當に、整理し施

行せらるゝものでせうか。此點、教育學者の御一考を煩はしたものであります。

嘗つて、私が幼稚園設立の願を府に提出した時に、矢張此課程のことに就いて、係の役人から、課程を明確に記入する様にご注意されて、幼稚園の保育事項は小學校の學科目の様なものだから云はれて、争つたことがありましたが、未だに斯く信じて居る人は相當に多い様であります。が併し、保育は自然的生活其もので、之を教育的に誘導しようとするものであるのに、學校は文化財の教授に因つて、意識的に人爲的に教導しようとするもので、根本的に性質の異つて居るものです。此誘導的保育豫案を教授せんとする文化財産の組織案を混同することは何としても無理なことはありませんか。

尤も、保育案にも近來は系統的保育案も綜合的保育案も、色々々新名稱を冠せた保育案がありますけれども、之にも、案の内容即ち子供の自然生活其ものに、確然たる組織系統のあるのではなくて、寧ろ、保育者其人の心構に一定の系統を立てたもので、云はゞ、保育者其人の便宜のものに過ぎません之を「保育課程」など、權威呼ばはりするのは不合理のことであります。

又、或人は、彼の折紙を稱する手技の如きは、數百種の細工があるが、之は十數種の系統にまぎめることが出る。美觀式の折紙の如きは一層、系統的である。其他、粘土細工でも、貼紙細工でも、刺し紙でも書き方でも、何れも、皆、簡より繁に、單より複に、一定の系統を立てることが出来る。此系統を立て、進むことは必要だ主張される。併し、吾等の見地、即ち、幼児の自然生活を攪亂せず、其遊戲上に於ける自由の領域を或る可く擴大せんことを主張するものから見れば、是は單に、保育者其人の心構への上に、或便宜を持ち來たすことを條件として、所謂、保育課程を幼児に強要するもので、幼児の自然生活を攪亂して、其遊戲の自由を抑壓するものに非ずして何でせう。

始めにも、申述べた様に幼児の保育は學校の教授とは全然其性質を異にしたもので、此區別は一般教育上、必要なこと

であり、何時迄も、保存さる可き區別でありますが、近來、小學校の教育が、デュイーの主張に因つて、作業化され、之が、獨逸に於ける作業的行動主義の教育となつて、我國にも輸入せられ、作爲的生活主義の教育となつて、子供の生活に云ふこゝが八釜しくなり、遂に、小學校低學年の教育が、其教科を遊戯化して、恰も幼稚園の夫れの如き狀況を呈するものがある様になりました。是は一概に、悪い傾向だとは申されませんが是を徹底的に實行しては如何なものになるでせうか、恐らく幼稚園と小學校との區別はなくなるでせう。勿論、小學校の低學年は昨日迄は幼稚園の子供であつたのですから、凡ての仕事は、未だに、興味を主とするこゝに、慣れて居て、嚴格な作業的態度には成り切れないこゝでせう。故に最低學年の一年間位は凡ての學科を多少遊戯化して、幼稚園的に取扱ふこゝが必要でありませうが、併し是は何時迄も守る可き態度ではありません。漸次、是は嚴格な作業的學習に導かねばならぬ筈だと思ひます。甚證據には幼稚園の生活の間は五時間以上もあるのに對して、小學校一年生の夫れは僅に三時間に限られて居るのを見ても判るこゝだと思ひます。幼稚園の生活は自然生活であるから、其生活時間に一定の制限のないのは當然であります。小學校の生活は人爲的強要的に一種の權威を以て、壓迫して居ますから、逆も長時間に亘つて、生活せしめらるゝものではないのであります。従つて、小學校の授業が、多少幼稚園の遊戯生活に比して窮屈な嚴格な所があるのは當然のこゝであると思ふと同時に、幼稚園として、之に模倣する様なこゝがあつてはならぬと思ふのであります。此區別は永久に存置す可き區別で、互に相侵すこゝのないのが、教育上必要なこゝではないかと思ひます。

此間も、或處で、大に、論じたこゝでしたが、幼稚園の保育と小學校の教育とを、充分に能く連絡せしめねばならぬ。其爲めには、幼稚園最終の保育課程と小學校一年生の教科課程とは其内容上、互に相侵さぬ様にし、其取扱方に於ても、能く相通じて、教師態度を等しくせなければならぬと主張する人がありましたが、私は之を半可通の議論として、大に、

異論を唱へました。今其理由を少し、述べて見ませう。

一、幼稚園の保育材料と小學校の教授材料と、假令、同様なものがあるとしても、其取扱方は、全然異なるものであるから、何等の不都合を生ずる筈はない。即ち、一方では之を興味本位の遊戯材料として取扱ふに對し、一方は之を嚴格なる教授材料として課するのであるから、其之に臨む態度は、全然異つて居るので、若し、教授者其人に此區別を判然と承知する認識があるならば、少しも困ることはない筈だと思ひます。是は私共の記憶する經驗上の事實で、想像ではありません。之を不都合だと思ふのは教授者に、此理解と技術とが、不足するからで、少し經驗のある人ならば何でもないことだと思ひます。此考へは、單に、私一個の經驗ばかりでなく、老練な人からも屢々聞くところの事實であります。

二、教師の態度が幼稚園の保育と小學校の授業とに於て差異なきを可とするこの議論は、是は、前にも述べた様に、兩者相距るこの遠からざる故に、多少之を加減按配することは必要ではあるけれども、元々、教育態度の異なるものであるから、却つて、お互に引きずらるゝこのない方が必要で、幼稚園に於ては何處迄も興味本位の自然生活を主として進み、小學校に於ては、漸次に文化財傳授の本來の態度に誘導し教導し行く可きものであると思ふのであります。

以上の理由に因つて、幼稚園の保育案と小學校の課程との連絡は内容其ものを、彼是云ふよりも、其取扱方を云爲す可きもので、畢竟、教育者其人の教育的見識と授業上に於ける技術とに依存し、教材其物にはない云はねばならぬのです。

之を要するに、幼稚園の保育案は幼兒の自然生活上に於ける一種の獻立表であつて、其内容に於ても、獻立其ものも、共に小學校教科課程の如き權威を持つものではなく、兩者は全然其性質を異にするものであるから、之を混同せざる様に、其名稱なきも、同種類のものとして呼ぶことなく、全く別種の取扱を要することを、明示す可きで、従つて、保育案は單に保育案と呼ぶを至當のことと思ふのであります。之を保育課程なきと呼ぶことは一刻も早く廢したいものであります。